◎新潟県告示第501号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 45 条第１項の規定により、日本海曳船株式会社から曳船料率を平成 26 年４月１日から次のとおり改定する旨の届出があった。

なお、平成 16 年４月９日新潟県告示第 1068 号は廃止する。

平成26年３月28日

新潟港港湾管理者
直江津港港湾管理者
新潟県
代表者　新潟県知事　　泉田　裕彦

新潟港・直江津港等曳船料金表

日本海曳船株式会社

基本料金（１時間30分当たり）

曳船馬力 / 本船重量トン	2,000馬力未満	3,000馬力未満	3,000馬力以上
5,000D/W未満	73,100円	74,200円	75,200円
7,000　〃	92,800円	93,800円	94,800円
10,000　〃	113,500円	114,500円	115,500円
20,000　〃	151,200円	156,300円	157,400円
30,000　〃	186,800円	199,200円	210,600円
40,000　〃	214,200円	254,500円	268,500円
50,000　〃	245,200円	304,100円	336,700円
50,000D/W以上	279,800円	354,300円	404,900円

付帯条件

１　作業１回の基本時間は、１時間30分とする。

２　１時間30分を超えた場合は、30分ごとに（30分未満は30分に切り上げる。）基本料金の30パーセント増しとする。

３　作業時間は、午前８時から午後５時までとし、時間外作業の割増料金は、基本料金の50パーセント増しとする。

４　日曜日、祝日、特定休日の休日割増料金は、基本料金の40パーセント増しとする。
　特定休日とは、海の日（７月の第３月曜日）、年末年始（12月31日～１月３日）をいう。
　日曜日と祝日が重なったときは、翌日を休日とする。

５　荒天作業の割増料金は、基本料金の50パーセント増しとする。
　荒天作業とは、風速10メートル以上（気象台表示風速の３割増を海上風速とする。）の天候における作業をいう。

６　冬期割増料金は、基本料金の30パーセント増しとする。（冬期割増期間を、12月１日から翌年３月31日までとする。この期間は、荒天作業割増料金を付加しない。）

７　被覆外作業の割増料金は、港湾区域内においては基本料金（加算のある場合はこれを含む。）の20パーセント増しとし、港湾区域外においては基本料金　（加算のある場合はこれを含む。）の50パーセント増しとする。

８　前記２項から７項までの割増料金が重複する場合は基本料金にそれぞれの割増率を乗じて割増料金を算出し、それらの金額を合算する。

９　取消料は、曳船出動準備後申込みを取消した場合に発生するものとし、それぞれの基本料金の30パーセント相当額とする。

10　時間外における待機料は、１時間につき、1,000～1,999馬力型10,000円、2,000～2,999馬力型12,400円、3,000馬力型以上14,000円を付加する。

11　直江津港において曳船の作業要請を受けた場合は、新潟港からの回航料として、1,000～1,999馬力型176,100円、2,000 ～ 2,999馬力型218,000円、3,000馬力型以上229,000円のほかに回航船舶保険料の実費を付加する。
　その他の港（3,000馬力型以上）
　　新潟港から姫川港　　306,500円
　　新潟港から柏崎港　　178,000円

直江津港から柏崎港　　99,500円
直江津港から姫川港　　77,500円

12　基地港から回航後、曳船とめおき待機要請があった場合は、要請のあった日時から解除の日時まで１時間につき（１時間未満は、１時間に切り上げる。）1,000～1,999馬力型6,500円 、2,000～2,999馬力型8,000円、 3,000馬力型以上9,000円を付加する。

13　本表に定めていない料金（海難救助作業、警戒船作業、デッドシップ曳船作業、危険作業等の特別料金等を含む。）は、予め船会社又は代理店と協定する。

消費税

本表の料金は、税抜き価格表示となっており内航船及び課税対象作業においては別途消費税相当額を加算する。

その他

曳船が基地から作業場所までの往復に要する時間及び本船側の都合による待機時間は、作業時間に算入する。

（注）「新潟港・直江津港等」とは、新潟港・直江津港・姫川港・柏崎港等をいう。